

第5回報告

「百里裁判闘争とその意義」

11月16日(水)に百里公民館で、5回目の「百里を語る会」が行われ、8人が参加しました。百里基地闘争に50年以上関わってこられた百里弁護団事務局長の池田眞規弁護士が11月13日に88歳永眠されたという報告から始まりました。



今回のテーマは、「百里裁判の意義」でした。初めに前回のおさらいとして、幡谷町長リコール、山西町長の誕生とリコールという激しい推進派と反対派の動きがなぜ生まれたかを4つの観点から整理しました。それは、①常東農民運動の高揚と衰退 ②小川町と県内の民主勢力の力量不足 ③社会党中心の運動 ④開拓農民間にあった土地への愛着の違いです。

このような激動の中で、反対同盟幹部の藤岡博と山西きよ(石塚力)との土地売買契約・「債務不履行」・契約解除・防衛庁への転売・所有権確認など一連の争いが起こり、その後31年に及ぶ百里憲法裁判が始まりました。1958年～1977年の20年に及ぶ水戸地裁(第1審)では、「憲法違反の自衛隊が土地を購入する事は公序良俗に反するので契約は無効である」と百里弁護団は主張して闘いました。判決は「憲法9条は自衛のための国の最小限の戦力を保持することまで禁止していない」というもので、自衛隊の憲法判断はしませんでした(統治行為論)、敗訴でした。1978年～81年の2審の東京高裁は、憲法判断をせず、平和的生存権の重要性を指摘しましたが、敗訴でした。反対論もありましたが、最高裁に上告し1989年に判決が出ました。憲法判断を避け、土地の売買契約は公序良俗に反しないというもので、敗訴が確定しました。この間、1959年の砂川裁判東京地裁では「駐留米軍は憲法違反」、1973年の長沼裁判札幌地裁では「自衛隊は憲法違反」の判決が出ました。この3つの憲法裁判の関連と意義についても考える必要があるということで会は終了しました。